

## 北海道産業人材育成連携会議設置要綱 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">北海道産業人材育成連携会議設置要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 民間主導の自立型経済への転換を図るとともに、厚みと広がりのある産業構造の構築を図るためには、その基盤となる産業人材を育成することが重要であることから、国や道、経済界、産業支援機関、教育機関などが連携して、北海道産業人材育成連携会議（以下、「連携会議」という。）を設置し、産業人材育成の総合的な支援体制づくりを目指す「産業人材育成ネットワーク」の構築を図る。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 連携会議は、次の事項に係る業務を行う。</p> <p>(1) 産業人材育成に係る連絡調整、情報交換に関すること</p> <p>(2) 産業人材育成に係る連携した取組の検討、実施に関すること</p> <p>(3) 北海道産業人材育成企業知事表彰候補の選考に関すること</p> <p>(4) その他連携会議の目的達成のために必要な事項に関すること</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 連携会議は、別表に掲げる関係機関及び団体等（以下、「構成機関」という。）をもって構成する。</p> <p>2 連携した取組の検討、実施等のため、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。</p> <p>(運営)</p> <p>第4条 連携会議の運営は北海道が行う。</p> <p>2 連携会議に座長を置くこととし、北海道経済部労働政策局長を充てる。</p> <p>3 連携会議には、構成機関の職員のほか、必要に応じてオブザーバーの出席を依頼することができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 連携会議の庶務は、北海道経済部労働政策局人材育成課が行う。</p>	<p style="text-align: center;">北海道産業人材育成連携会議設置要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 民間主導の自立型経済への転換を図るとともに、厚みと広がりのある産業構造の構築を図るためには、その基盤となる産業人材を育成することが重要であることから、国や道、経済界、産業支援機関、教育機関などが連携して、北海道産業人材育成連携会議（以下、「連携会議」という。）を設置し、産業人材育成の総合的な支援体制づくりを目指す「産業人材育成ネットワーク」の構築を図る。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 連携会議は、次の事項に係る業務を行う。</p> <p>(1) 産業人材育成に係る連絡調整、情報交換に関すること</p> <p>(2) 産業人材育成に係る連携した取組の検討、実施に関すること</p> <p>(3) 北海道産業人材育成企業知事表彰候補の選考に関すること</p> <p>(4) その他連携会議の目的達成のために必要な事項に関すること</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 連携会議は、別表に掲げる関係機関及び団体等（以下、「構成機関」という。）をもって構成する。</p> <p>2 連携した取組の検討、実施等のため、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。</p> <p>(運営)</p> <p>第4条 連携会議の運営は北海道が行う。</p> <p>2 連携会議に座長を置くこととし、北海道経済部労働局長を充てる。</p> <p>3 連携会議には、構成機関の職員のほか、必要に応じてオブザーバーの出席を依頼することができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 連携会議の庶務は、北海道経済部労働局人材育成課が行う。</p>	<p>6月1日名称変更</p> <p>//</p>

新	旧	備考
<p>(その他)</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営等に必要な事項は、北海道が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成20年6月16日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成24年4月16日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成24年7月31日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成25年4月25日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成26年4月 1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成27年6月 1日から施行する。</p> <p>(別 表)</p> <p>○ 経済団体・支援機関等</p> <p>北海道経済連合会</p> <p>独立行政法人 中小企業基盤整備機構北海道本部</p> <p>独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部</p> <p><u>北海道職業能力開発促進センター</u></p> <p>公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター</p> <p>北海道職業能力開発協会</p> <p>一般社団法人 北海道機械工業会</p> <p>北海道電気・電子工業倶楽部</p> <p>キャリアバンク 株式会社</p> <p>地方独立行政法人 北海道立総合研究機構</p> <p>株式会社 日本政策投資銀行北海道支店</p> <p>北海道商工会連合会</p> <p>一般社団法人 北海道食品産業協議会</p> <p>一般社団法人 北海道冷凍食品協会</p> <p>公益社団法人 北海道観光振興機構</p> <p>社会福祉法人 北海道社会福祉協議会</p>	<p>(その他)</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営等に必要な事項は、北海道が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成20年6月16日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成24年4月16日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成24年7月31日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成25年4月25日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成26年4月 1日から施行する。</p> <p>(別 表)</p> <p>○ 経済団体・支援機関等</p> <p>北海道経済連合会</p> <p>独立行政法人 中小企業基盤整備機構北海道本部</p> <p>独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道職業訓練支援センター</p> <p>公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター</p> <p>北海道職業能力開発協会</p> <p>一般社団法人 北海道機械工業会</p> <p>北海道電気・電子工業倶楽部</p> <p>キャリアバンク 株式会社</p> <p>地方独立行政法人 北海道立総合研究機構</p> <p>株式会社 日本政策投資銀行北海道支店</p> <p>北海道商工会連合会</p> <p>一般社団法人 北海道食品産業協議会</p> <p>一般社団法人 北海道冷凍食品協会</p> <p>公益社団法人 北海道観光振興機構</p> <p>社会福祉法人 北海道社会福祉協議会</p>	<p>6月1日施行</p> <p>4月1日名称変更</p>

新	旧	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>国立大学法人 北海道大学</li> <li>北海道科学大学</li> <li>国立大学法人 室蘭工業大学</li> <li>独立行政法人 国立高等専門学校機構<small>苫小牧工業高等専門学校</small></li> </ul> </li>   <li>○ 行政機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道経済産業局</li> <li>北海道労働局</li> <li>北海道</li> <li>北海道教育委員会</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>国立大学法人 北海道大学</li> <li>北海道科学大学</li> <li>国立大学法人 室蘭工業大学</li> <li>独立行政法人 国立高等専門学校機構<small>苫小牧工業高等専門学校</small></li> </ul> </li>   <li>○ 行政機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道経済産業局</li> <li>北海道労働局</li> <li>北海道</li> <li>北海道教育委員会</li> </ul> </li> </ul>	